

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

経済産業大臣の許可を要する取引として、水中ソナー航法装置の使用に係る技術を提供することを目的とする取引を追加する等所要の改正を行うこと。  
(別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

経済産業大臣の許可を要する輸出として、プルトニウムの同位元素の分離用の装置の輸出を追加する等所要の改正を行うこと。  
(別表第一、別表第三の二関係)

第三 この政令の施行期日に関する規定を設けること。

(附則関係)